

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 登録免許税が課税される船舶安全法（昭和8年法律第11号）の遠隔支援業務に係る事業場の認定のうち登録免許税を課税しないものの範囲を定めることとする。（第18条関係）
- 2 この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和3年法律第43号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和3年11月20日）から施行することとする。（附則関係）